

ぶどうの木

東京都杉並区で、里親の女性が、養育していた女の子（当時3歳）を殺害した容疑で逮捕されるという事件が発生しました。

事件そのものは、昨年8月に引き起こされたもので、容疑者は犯行を否定しているようですが、警察よると、女兒の体に古い傷はなく、衝動的に暴行した後、放置したものとみて調べを進めています。

乳児院から引き取った女の子と一緒に生活していた容疑者の家族の心中を思うと、言葉を失いますが、同時に、里親として活動している方々や里親制度の普及に努めている児童相談所など関係者にとっては、大変なショックを受けているに違いありません。

現在の里親制度は、保護者のいない児童、又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童（児童福祉法上「要保護児童」といいます。）の養育を里親に委託する制度とされています。

里親には、養育里親、親族里親、専門里親そして短期里親の4種類がありますが、希望すれば誰でもなれるというものではありません。児童相談所の担当が、里親を希望される方の家庭環境や子育ての考え方などについて審査の上、里親名簿に登録されてはじめて里親となることができます。

今回事件を起こした容疑者は、里親の登録を申請した際、「子育てが一段落し、社会貢献がしたい」などと伝えていたとのことですし、担当した杉並児童相談所の所長は、容疑者について、里親制度に理解があり、養育に熱心であり、家庭訪問の際にも虐待の兆候は認められなかった、と話しています。

容疑者と里子との間にどのようなことがあったのか、窺い知ることはできませんが、里親が里子を殺害するなどということはあってはなりませんし、如何なる理由があるにせよ許されるものではありません。

ただ、私は、実の親が子を殺してしまう事件が後を絶たないように、容疑者を責めるだけでは、今回のような悲惨な事件を防ぐことはできないとってい

ます。

里親になっている方々の動機は様々でしょうけれど、生まれながらに親子の縁薄い子ども達のために、実の子に劣らぬ程の愛情を注ぎ、人生を共にしていこうとする志には誠に尊いものがあります。恐らく、被告人も、同じ崇高な志と熱意をもって里子を育てようとしてきたのではないのでしょうか。しかし、里子となった子ども達は、親の愛情を知らず社会性も身に付かぬまま成長しているケースが多く、里親と生活するようになっても様々なトラブルが発生します。

坂本洋子さんの書かれた「ぶどうの木」という、里親18年の記録を読んでいると、実子とは異なる子育ての苦勞の一端を知ることができます。

被告人も、実際に里親となって、理想と現実の狭間で壁にぶつかってしまったのでしょうか。最悪の事態になる前に、彼女をサポートすることはできなかったのでしょうか。また、彼女自身、勇気を出してSOSを発信すべきだったでしょう。

「わたしはぶどうの木、あなたはその枝である。人がわたしにつながっており、わたしもその人につながっていれば、その人は豊かに実を結ぶ」

これは、「ぶどうの木」の作者、坂本洋子さんが引用した聖書の一節（ヨハネによる福音書）です。

里子を殺してしまった被告人の、その両の手の指の間から、ぶどうの実が一つこぼれ落ちてしまったことが悲しくてなりません。（塾頭 吉田 洋一）